⑦　平成27年10月20日11時00分
⑧　平成27年11月20日11時00分
⑨　平成27年12月21日11時00分
⑩　平成28年１月20日11時00分
⑪　平成28年２月22日11時00分
名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル中部地方整備局（丸の内庁舎）入札室

4　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、提出する調書に虚偽の記載をした者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　本調達に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札及び契約締結は平成27年４月１日とするが、当該調達に係る平成27年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuji Unno, Vice Director General, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fuel Oil A
①　Quantity April, About 180KL
②　Quantity May, About 153KL
③　Quantity June, About 189KL
④　Quantity July, About 189KL
⑤　Quantity August, About 153KL
⑥　Quantity September, About 135KL
⑦　Quantity November, About 81KL
⑧　Quantity December, About 144KL
⑨　Quantity January, About 153KL
⑩　Quantity February, About 171KL
⑪　Quantity March, About 189KL
⑷　Delivery period : Until the end of a month every title of ①～⑪
⑸　Delivery place : Place that authorities specify
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B or C “Selling of products” in the Tokai Hokuriku district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013／2014／2015
③　have notified the relevant authorities, in accordance with the Petroleum Stockpiling Law (Law No. 55 of 2001), to initiate business of selling Petroleum Products
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑤　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑺　Time-limit for tender :
①　16 : 00　19 March 2015
②　16 : 00　17 April 2015
③　16 : 00　19 May 2015
④　16 : 00　19 June 2015
⑤　16 : 00　17 July 2015
⑥　16 : 00　19 August 2015
⑦　16 : 00　19 October 2015
⑧　16 : 00　19 November 2015
⑨　16 : 00　18 December 2015
⑩　16 : 00　19 January 2016
⑪　16 : 00　19 February 2016
⑻　Contact point for the notice : Tomoaki Tanaka, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2—1—36 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya-city, Aichi-pref 460—8517 Japan. TEL 052—209—6317

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年1月28日
支出負担行為担当官
中部地方整備局副局長　海野　修司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第18号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　購入等件名及び数量
①　軽油４月分　予定数量32ＫＬ
②　軽油５月分　予定数量27ＫＬ
③　軽油６月分　予定数量32ＫＬ
④　軽油７月分　予定数量33ＫＬ
⑤　軽油８月分　予定数量24ＫＬ
⑥　軽油９月分　予定数量28ＫＬ
⑦　軽油10月分　予定数量32ＫＬ
⑧　軽油11月分　予定数量28ＫＬ
⑨　軽油１月分　予定数量27ＫＬ
⑩　軽油２月分　予定数量28ＫＬ
⑪　軽油３月分　予定数量32ＫＬ
⑶　調達案件の特質等　ＪＩＳ－Ｋ－特１号、１号、２号
⑷　納入期間　上記１⑵の①～⑪の件名ごとに当該月の月末まで
⑸　納入場所　当局の指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は、１ＫＬ当たりの単価を記載すること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　上記２⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
⑷　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑸　石油の備蓄の確保等に関する法律（平成13年法律第55号）の規定に基づく石油販売業の届け出をしている者であること。
⑹　予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑺　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。